

全日本ミドルボート選手権2019大会

シーボニアマリーナ
帆走指示書

2019年
6月14日～16日

大会概要

大会名称：全日本ミドルボート選手権2019
 共同主催：JSAF特別加盟団体 日本ミドルボート協会
 同 シーボニアヨットクラブ
 公認：公益財団法人 日本セーリング連盟(JSAF) (承認番号) H30-56
 後援：神奈川県三浦市
 協力：逗子マリーナヨットクラブ 株式会社 葉山マリーナー
 葉山マリーナヨットクラブ 三崎マリン株式会社
 油壺ヨットクラブ 株式会社 リビエラリゾート
 開催場所：シーボニア マリーナ
 開催期間：2019年6月14日(金)～16日(日)

① 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則2017-2020(RRS)に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 IRC規則2018 パートA.B.Cを適用する。
 - 1.2.1 艇に搭載するセイルの変更を認める。(IRC規則 21.1.5 (d)の変更。)
- 1.3 外洋特別規定 2018-2019 付則 B インショアレース特別規定および OSR 国内規定を適用する。
- 1.4 本大会において適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 1.4.1 [DP] は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 1.4.2 [SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。
レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 1.4.3 [NP] は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。(RRS60.1 (a) を変更)
- 1.5 レース公示とこの帆走指示書に矛盾が生じた場合、帆走指示書が優先する。

② 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、シーボニアヨットクラブ事務局前に設置された公式掲示板に掲示される。
また、逗子マリーナヨットクラブ事務局前、葉山マリーナヨットクラブ事務局前にも公式掲示板を設置する。

③ 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告開始時刻までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の19:00までに掲示する。

④ レース日程

- | | | | |
|-----|----------|-------------|---------------------|
| 4.1 | 6月13日(木) | 18:00～19:00 | 出艇申告 |
| | | 19:00 | 艇長会議シーボニアマリーナ |
| | 6月14日(金) | 07:00～08:00 | 出艇申告 |
| | | 09:25 | 予告信号(インショアレース) |
| | 6月15日(土) | 07:00～08:00 | 出艇申告 |
| | | 09:25 | 予告信号(インショアレース) |
| | | | 予告信号(ショートディスタンスレース) |
| | 6月16日(日) | 07:00～08:00 | 出艇申告 |
| | | 09:25 | 予告信号(インショアレース) |
| | | 17:00 | 表彰式 |
- 4.2 体重計測は以下の時刻にシーボニアマリーナ、葉山マリーナ、逗子マリーナにて行われる。
- | | |
|----------|-------------|
| 6月13日(木) | 18:00～20:00 |
| 6月14日(金) | 06:30～08:00 |
| 6月15日(土) | 06:30～08:00 |
| 6月16日(日) | 06:30～08:00 |
- 4.3 本大会は3日間でインショアレース最大8レースとショートディスタンス1レース予定する。
- 4.4 1日の最大レース数はレース委員会の裁量に委ねられる。
- 4.5 6月16日(日)は14:00 を過ぎての予告信号は発せられない。

⑤ 出艇申告書の提出ならびに乗員登録の追加・変更 [SP, NP]

- 5.1 出艇申告書の提出ならびに乗員登録の追加・変更は、レース本部または逗子マリーナ事務局前デスク、または葉山マリーナ事務局前デスクに各レース日の07:00～08:00の間に提出しなければならない。

⑥ 海上でのエントリー確認 [SP, NP]

- 6.1 各レース日の最初のレースについては、レース予告信号時刻の25分前から同時刻の5分前までの間にセール番号を表示して、L旗を掲揚した本部艇または運営艇の艇尾から同艇を右側に見て通過し、海上確認を受けなければならない。
- 6.2 出艇申告書を提出し、上記(1)の海上確認を受けなかったレース参加艇は、その旨をレース本部に直ちに連絡し、かつ、その日の以後のレースに参加するか否かについて、併せて連絡しなければならない。
- 6.3 上記(2)の以後のレースに参加する艇は、当該レースの予告信号時刻までにレース中の艇を避けて、本部艇または運営艇の艇尾から同艇を左側(注:上記(1)と異なる側)に見て通過し、海上確認を受けなければならない。

⑦ レース旗・クラス識別リボン[DP,NP]

- 7.1 レース旗として、「日本ミドルボート協会旗」を掲揚し、かつ、その旗の下にクラス識別リボンを連ねて掲揚しなければならない。
- (注) 各艇のクラス識別リボンはエントリーリスト参照。
- 7.2 レース旗およびクラス識別リボンは、スタート予告信号からフィニッシュまたはリタイアするまでの間は、バックステーあるいはバックステーがない場合にはサイドステー（スターボード・サイド）またはフラッグ・ポールに掲揚しなければならない。但し、レース旗およびクラス識別リボンはデッキから1.5m以上の位置に掲揚する事。
- 7.3 レース委員会は、クラスを表示する場合には、本部艇または運営艇にクラス識別リボンと同色の旗を掲揚する。

⑧ 運営艇・審判艇

- 8.1 運営艇は以下のとおり識別される。
- レース委員会の本部艇または運営艇は日本ミドルボート協会旗掲揚。
- アンパイア艇は JURY 旗掲揚。
- テクニカルコミッティ艇は TD 旗掲揚。
- メディア艇は PRESS 旗掲揚。

⑨ レース海域

- 9.1 レース海域は、佐島沖(参考: 北緯35° 13'18"/ 東経139° 33'24") の地点を中心とする半径1.5 マイルの円内) および相模湾・三浦半島沖とする。

⑩ コース

●インショア・レース

- 10.1 コースはウインドワード・リーワード(ソーセージ) コースとし、スタート予告信号前にコース信号として数字旗を掲揚する。
- 数字旗 1 : (4 レグ) スタート → 風上マーク → 風下マーク → 風上マーク → フィニッシュ
- 数字旗 2 : (5 レグ) スタート → 風上マーク → 風下マーク → 風上マーク → 風下マーク → フィニッシュ
- 但し、各マークを左側に見て回航(反時計回り)する。
- 10.2 風下マークは、スタート・ライン・マーク(リミット・マーク)とは別個の回航マークとし、スタート・ラインのコース側(風上側)に設置する。
- 10.3 風上マークまでの大凡のコンパス方位と距離はスタート予告信号前に本部艇に掲示する。

●ショート・ディスタンス・レース

- 10.4 コースは佐島沖をスタートし、城ヶ島南西沖浮漁礁浮標(参考: 北緯35° 05'48"/ 東経139° 32'24") を回航し、網代崎沖灯浮標(参考: 北緯35° 10'00"/ 東経139° 36'00") を回航して佐島沖でフィニッシュするコースとする。
- スタート → 城ヶ島南西沖浮漁礁浮標 → 網代崎沖灯浮標 → フィニッシュ
- 回航方法: 城ヶ島南西沖浮漁礁浮標、網代崎沖灯浮標を左側に見て回航する(反時計回り)。
- 10.5 亀城礁灯台の東側を帆走してはならない。

11 マーク

- 11.1 マークは、黄色の膨張式円筒形のブイとし、番号の表示はない。
但し、スタート・ラインおよび風下のフィニッシュ・ラインまたショートディスタンスのフィニッシュ・ラインのマークは、桃色(ピンク)の膨張式円筒形のブイとする。
- 11.2 マークが流失または正規の位置から大幅に移動した場合には、M旗を掲揚した本部艇または運営艇を代替マークとし、反復音響信号を発して通告する。

12 スタート

- 12.1 スタートは、RRS 26を適用し、次の通り行う。
- インショア・レース 全レース艇同時スタートとする。
 - ショート・ディスタンス・レース 全レース艇同時スタートとする。
- 12.2 予告信号として本部艇にクラスの識別リボンと同色の旗を掲揚する。
- 12.3 スタート・ラインは、本部艇のオレンジ旗を掲揚したマスト若しくはポールとマークの間とし、最初のマークの方向にスタートする。オレンジ旗は予告信号のおおむね5分前に掲揚される。オレンジ旗の掲揚時間に関しては救済の要求対象とはならない。
- 12.4 スタート信号から6分経過後にスタートするレース艇は DNS と記録される。
(RRS 付則 A4.1 変更)

13 リコール

- 13.1 個別リコール(RRS 29.1に従う)
個別リコールの場合には、本部艇に X 旗を掲揚し、音響信号(1声)を発して通告する。
X 旗は、全リコール艇がスタートラインまたはそのどちらかの延長線のプレスタート・サイドに完全に帆走するまで、または規則 RRS 30.1が適用されている場合には、それに従うまで掲揚される。但しスタート信号後6分間とする。
- 13.2 ゼネラル・リコール(RRS 29.2に従う)
ゼネラル・リコールの場合には、本部艇に第1代表旗を掲揚し、音響信号(2声)を発して通告する。
ゼネラル・リコールになったクラスの新しいスタートの予告信号は、RRS 29.2に従い、第1代表旗降下1分後とする。

14 コースの次のレグの変更

- 14.1 コースのレグを変更する場合には、次のレグのマーク(またはフィニッシング・ライン)を新しい位置に設置し、次のレグの起点となる回航マークの付近において、本部艇または運営艇は、全艇に対し、同レグの帆走を始める前に C 旗を掲揚し、かつ、反復音響信号を発し、新しいレグのコンパス方位と大凡の距離を掲示して通告する。但し、通告の時点では次のマーク(またはフィニッシング・ライン)が新しい位置に設置されていないこともある。
(RRS 33変更)
尚、変更マークは、桃色(ピンク)の膨張式円筒形ブイとする。

15 コースの短縮

- 15.1 コースの短縮は、本部艇または運営艇に S 旗を掲揚し、音響信号(2声)を発して通告する。この場合には、レース艇は S 旗を掲揚したマスト若しくはポールと回航マークの間でフィニッシュすること。

16 レースの中止と延期

- 16.1 レースの中止は、音響信号3声と共に N 旗を掲げる。
新しいスタートを行う場合の予告信号は N 旗降下1分後とする。
- 16.2 当日のレースをそれ以上行なわない場合は、音響信号2声と共に A 旗の上に回答旗を掲げる。

17 フィニッシュ

- 17.1 フィニッシュ・ラインは、本部艇または運営艇のオレンジ旗を掲揚したマスト若しくはポールとマークの間とする。
- 17.2 本部艇または公式運営艇は、所定の場所に位置するが海象・気象条件等に因り錨泊していないことがある。

18 タイムリミット

●インショア・レース

- 18.1 タイムリミットは、スタート信号2時間後の時刻とする。
但し、先頭艇が上記時刻までにフィニッシュした場合には、タイムリミットは、先頭艇フィニッシュ 40分後とし、同時刻までにフィニッシュしなかったレース艇は DNFと記録される(RRS 35変更)
- 18.2 タイムリミットは、本部艇または運営艇に T 旗を掲揚し、音響信号(1声)を発して通告する。

●ショート・ディスタンス・レース

- 18.3 タイムリミットは6月15日(土) 17:00とし、同時刻までにフィニッシュしなかったレース艇は DNFと記録される。
(RRS 35変更)

19 失格等に代わる罰則

- 19.1 [2回転ペナルティ] を[1回転ペナルティ] に置き換える。ただし、ゾーン内においては[2回転ペナルティ] とし変更はしない。(RRS44.1を変更)
- 19.2 RRS 第2章以外で、[DP] の記載がない違反に関して、プロテスト委員会は、その裁量で失格より軽減することができる。
- 19.3 ショート・ディスタンス・レースのリコールに関わる規則違反については、OCSに代わる罰則として、5%のタイムペナルティーを課す。

20 抗議(救済の要求)

- 20.1 抗議(救済の要求)は、RRS 61(RRS 62)に従い行われなければならない。
- 20.2 抗議を提出する艇は、『プロテスト』の声掛けと共に赤色旗を掲揚し続け、フィニッシュ時に、抗議の意思をフィニッシュ・ラインに位置する本部艇または公式運営艇に直ちに報告しなければならない。(RRS 61.1変更)
- 20.3 抗議(救済の要求)は、所定の抗議書に必要事項を記入し、その日の当該クラスの最終レース終了後2時間以内にレース委員会に提出しなければならない。
- 20.4 抗議に関わる事項は抗議締切時刻後1時間以内に公式掲示板に掲載する。
- 20.5 レース委員会、テクニカル委員会、またはプロテスト委員会の抗議は、その通告を RRS61,1(b) に基づき被抗議者に伝える為、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に掲載する。
- 20.6 抗議の当事者ならびに証人等は、指定された日時に審問室シーボニアプライズルームの前で待機していること。
- 20.7 シリーズ・レース最終日における審問再開の要求は、所定の抗議書に必要事項を記入し、次の時刻までにレース委員会に提出しなければならない。
- (a) 要求する当事者が、最終日の前日に判決を通告された場合には、最終日の抗議締切時刻とする。
- (b) 要求する当事者が、最終日に判決を通告された場合には、その判決の通告後30分の時刻とする。
- (RRS 66 変更)

21 ハンディキャップ・順位

次の方式から修正時間を算出し、修正時間の小さい方の艇を上位とし、順位を決定する。

- 21.1 方式
TCCによる Time on Time を適用する。
- 21.2 修正時間は、小数点以下を四捨五入し、秒単位まで算出する。
- 21.3 修正時間が同一の場合には、TCCの数値が小さい方の艇を上位とする。

22 シリーズ・レースの成立

- 22.1 本シリーズ・レースは、8レースを予定し、2レースの完了を以て成立とする。

23 得点・係数

- 23.1 得点 RRS付則 Aの低得点方式を適用する。
- 23.2 係数 インショア・レース (上記得点) ×1.0
ショート・ディスタンス・レース (上記得点) ×1.0
- 23.3 本シリーズ・レースの総合得点は成立したレースの合計得点とする。但し、5レース以上のレースが成立した場合にはインショア・レースの中で最も悪い得点のレースを除いたレースの合計得点とする。
(RRS付則 A2.1変更)

24 総合順位

- 24.1 本シリーズ・レースの総合順位は、レースの総合得点の少ない方の艇を上位とする。
- 24.2 総合得点が同一の場合には、TCCの数値が小さい艇を上位とする。
但し、上記数値が同一の場合には最後に成立したレースの順位により上位を決定する。(RRS付則 A8変更)

25 レース艇の義務[DP,NP]

- 25.1 ライフジャケットの着用
出港から帰港までの間、全乗員はライフジャケットを着用していなければならない。
- 25.2 出艇申告書を提出し、スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部に直ちに連絡しなければならない。
- 25.3 海上においてレースが中止になった場合には、帰港後、レース本部もしくは逗子マリーナ事務局前デスク、葉山マリーナ事務局前デスクに直ちに帰着報告をしなければならない。[SP]
- 25.4 事故報告
人員の負傷、落水、重大な船体マストなどの損傷を伴う、衝突、座礁、破損などがあった場合は、抗議救済の要求の有無に関わらず事故報告書をレース本部まで提出すること。事故状況、日時、関係艇、場所、関係者名、連絡先などを書面で提出すること。メール添付可。
- 25.5 上記(2)(3)の連絡および(4)の報告は、当該艇の責任者が行い、第三者に伝言を託してはならない。

26 ごみの処分[DP,NP]

- 26.1 競技者は、故意にゴミを水中に投棄してはならない。この規則は水上にいる間常に適用される。これはスピンネーカーをまとめる毛糸・ゴムバンド等を含む。

27 安全規定 [DP,NP]

- 27.1 インショアレースの場合、艇長はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から90分以内に大会本部または逗子マリーナ事務局前デスク、または葉山マリーナ事務局前デスクの帰着申告書に記入・署名しなければならない。
- 27.2 ショートディスタンスレースの場合、艇長は自艇がフィニッシュ後90分以内に大会本部または逗子マリーナ事務局前デスク、または葉山マリーナ事務局前デスクの帰着申告書に記入・署名しなければならない。
- 27.3 スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨を大会本部または逗子マリーナ事務局前デスク、または葉山マリーナ事務局前デスクにできるだけ早く報告しなければならない。

28 乗員の交代と装備の交換 [DP,NP]

- 28.1 複数の艇に対しての乗員登録は認められない。
- 28.2 乗員リストに登録された乗員の間でその交代は認められる。ただし、1日に複数のレースが実施される場合、1日における乗員の交代は認められない。ただし、レース委員長がやむを得ないとして事前に承認した場合を除く。

- 28.3 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当の機会に行われなければならない。

29 装備と計測のチェック

- 29.1 インспекションに於いてはセイルの「大会計測」は行わない。ただし任意にセイルの確認計測を行う場合がある。
- 29.2 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は検査のために、テクニカル委員会のインスペクターまたはメジャーが乗り込む、あるいは直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。
- 29.3 乗員は、レースに参加する前に顔写真付きの身分証明書を提示し、体重計測(ショートパンツ着用)をすること。

30 支援艇 [DP,NP]

- 30.1 支援艇は事前に大会本部へ申請する必要がある。(艇種、船名、責任者、連絡先、チーム名) 届け出締め切りは、当日出艇申告時とする。以後変更のない場合は提出する必要はない。
- 30.2 支援艇はレース中、大会本部より支給される支援艇旗を掲揚しなければならない。
- 30.3 支援艇はレースに影響するエリアにはならない。違反した場合、その支援する艇に対してペナルティーが科せられることがある。
- 30.4 支援艇は本部艇または運営艇が VHF72ch から発する指示に従う必要がある。

31 無線通信 [DP,NP]

- 31.1 いかなる無線通信も使用を制限しない。ただし、RRS41を変更するものではない。
- 31.2 VHF無線72chは、レース委員会がレース運営に使用する。従って、レース艇はVHF無線72chを受信以外に使用してはならない。但し、緊急の場合はこの制限を除外する。

32 上架の制限 [DP,NP]

- 32.1 レース艇は各艇の最初のスタート後から、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は指定された場所に係留すること。
- 32.1.1 レース委員会の事前の許可書があり、その条件による場合。
- 32.1.2 緊急の場合。但し、事後にレース委員会を納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある。

33 賞

- 33.1 総合優勝
- 33.2 各クラスの1位～3位
- 33.3 ショートディスタンスレース ファーストホーム
- 33.4 各レースの1位

34 責任の所在

- 34.1 RRS.4に基づき、全ての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。主催団体はレース前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

35 保険

- 35.1 参加艇は有効なヨット保険(賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険)に加入していること。

36 広告表示及び肖像権 [DP,NP]

- 36.1 World Sailing 広告規定 20に従った広告の表示は認める。
- 36.2 艇は、主催団体により選択され提供された広告を表示するよう求められる事がある。
- 36.3 本レース期間中に撮影された参加艇及び参加選手の肖像権は主催団体が保有し、主催団体のHP、広報紙・誌などに掲載される。また、主催団体のオフィシャル・スポンサー社の企業広告に使用されることがある。

37 日本ミドルボート協会

〒462-0042 愛知県名古屋市北区水草町1-1-1

TEL : 052-856-1467

FAX : 052-856-1473

E-mail : middle-boat@japan-mba.net

URL : <https://japan-mba.net/>

38 レース本部

JSAF 特別加盟団体 シーボニアヨットクラブ

〒238-0225 神奈川県三浦市三崎町小網代1286

TEL : 070-4360-4458

電話対応日時

6月13日 17:00 ~ 19:00

6月14日 06:30 ~ 18:00

6月15日 06:30 ~ 18:00

6月16日 06:30 ~ 17:00

39 大会事務局(参加申込先、問い合わせ先)

株式会社ジェフコーポレーション内

〒105-0004 東京都港区新橋5-20-3新橋 STビル4F

TEL : 03-3578-0303 FAX : 03-3578-0304

E-mail : zen-midd2019@jeff.co.jp

URL : http://jeff.jp/zen_midd2019/